

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年12月1日に実施した健康福祉局健康福祉総務室、指導監査課及び保険高齢部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年1月30日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

1 監査対象事務

社会福祉費雑入の徴収に関する事務及び各事業の委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成28年9月1日から12月1日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年1月17日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 地域包括ケア推進課の社会福祉費雑入の徴収に関する事務を調査したところ、あじさい大学受講者負担金において、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>歳入の収入の方法について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と規定されている。</p> <p>また、相模原市会計規則(平成4年規則第10号)第16条第1項において、歳入を徴収しようとするときは、「所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納付場所を調査決定(以下「調定」という。)し、調定書を作成しなければならない」と規定され、さらに第19条第1項において、「調定をしたときは、速やかに納入通知書を作成し、納入義務者に交付しなければならな</p>	<p>平成28年9月1日から平成28年12月1日にかけて実施された定期監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回、平成25年12月に実施された前回の定期監査において指摘され、改善の措置を広く市民に公表したにもかかわらず、再び調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた不適正な事務処理に至った責任の所在は、管理監督者をはじめ、担当職員にあり、監査結果を極めて重く受け止めるとともに、深く反省しております。</p> <p>原因としては、管理監督者をはじめとする職員が、歳入を徴収するときは、調定書を作成し、調定をした時に納入通知書を作成する徴収事務の適正な執行に対する意識及び知識が不足していたことに加え、課内におけるチェック体制が十分に機能していなかったことから生じたものであり、管理監督者をはじめ、それぞれが責任を持って</p>

い」と規定されている。

しかしながら、受講者負担金の徴収に際し、一部の受講者に調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた。

あじさい大学受講者負担金の徴収事務については、平成25年12月に実施した前回の定期監査において、調定書を作成していなかった不適正な事例が見られたことから、再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう指摘事項としたところである。これに対し、平成26年1月に市長から、「地方自治法、相模原市会計規則等の遵守」「複数職員による重層的なチェックの実施」「マニュアルの改訂」などの措置を講じた旨の通知を受け、その内容について同月に監査委員としてホームページ等により広く市民に対し公表を行ったことから、あじさい大学受講者負担金の徴収事務については市長からの措置通知のとおり改善措置が講じられたものと認識していた。

その後、市においては平成27年6月には監査における指導事例に対する全庁的な緊急事務点検が行われた。また、平成28年7月には監査の指摘事項等に対する個別事務点検が行われ、平成25年度以後の指摘事項等についての確認が求められて

果たすべき確認行為を怠ったことによるものです。

また、平成25年度の監査の指摘事項等について、本年7月に個別事務点検を実施したにもかかわらず、十分な点検ができず、今回指摘の点を見逃してしまったことによるものです。

今回の定期監査の対応につきましては、当該調定書については、直ちに調定書を適切な日付と内容に修正を行い、決裁処理をいたしました。

今回の不適正な事務処理の再発防止を図るため、事務執行における地方自治法及び相模原市会計規則等を遵守することの重要性について、職員全員の意識向上を図るため、平成28年10月11日に、課長から法令遵守について訓示を行い、引き続き課内研修を実施いたしました。

また、平成28年10月11日に、あじさい大学事務手順マニュアルに調定書の根拠法令である地方自治法及び会計規則の抜粋を掲載し、さらに、「あじさい大学入学式の日には必ず調定を起票する」との記述を追加し、マニュアルの改訂を行いまして、法令遵守について徹底・強化を図りました。

さらに、納入通知書を作成している「あじさい大学受講管理システム」において、納入通知書の作成を調定書の作成前に行うことを防ぐため、システ

いた。

こうした市長からの改善措置通知や全庁的な取組にもかかわらず、今回の定期監査においても、地方自治法等に基づく事務の執行を怠る不適正な事例が見られたことは、監査実施後に提出され広く市民に対しても公表した措置通知の内容に疑念が生じることとなり、極めて遺憾である。このことは、全庁的な取組が不十分であったことを正に示している。

前回と同様の不適正な事務処理が依然として行われていたことは、監査委員監査の重要性を認識することなく、軽視しているとみなされても弁解の余地がないものであり、監査の結果を真摯に受け止め、公表した改善措置を講ずるという職務及び市民に対する責任感が欠如していると言わざるを得ない。事務執行に従事した職員は、自らの職責について再認識するとともに、責任の所在を明らかにされたい。

今後、担当職員及び管理監督者は地方自治法等に基づく収入事務の重要性を認識するなど徹底した意識改革を図り、不適正な事務執行が二度と行われることがないよう組織として原因の究明や分析、検証を実施し再発防止に取り組み、適正に事務を

ム業者と調整し、納入通知書を発行する際に調定書を起票しているか否かという警告を発するよう、システム改修を平成28年12月13日に行いました。

今後につきましては、今回指摘のありました歳入徴収関連事務をはじめとする全ての事務執行について、課内研修の実施などを通じて定期的に根拠法令等の遵守を徹底する取組を推進し、職員の意識及び知識の向上を図り、適正な事務執行を課内一丸となって取り組んでまいります。

【地域包括ケア推進課】

執行されたい。

【地域包括ケア推進課】

イ 緑高齢者相談課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業に係る3件の契約において、次のような不適正な事例が見られた。

(ア) 委託業務を実施する根拠となる「相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱」(平成2年4月制定。以下「要綱」という。)では、旧相模湖町の給食サービス実施日について、「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日」(以下「休日」という。)を除いた火曜日から金曜日までとされている。

しかしながら、藤野・相模湖地区給食サービス事業委託において、契約の相手方から提出された事業委託報告書を確認したところ、休日を含めた月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日に給食サービスが実施されていた。

(イ) 津久井・相模湖地区給食サービス事業委託において、契約の相手方から提出された事業委託報告書では、休日である8月11日に給食サービスが実施されたことになってい

今回、給食サービスの実施日について、要綱と委託報告書の実施日が相違しているなどの不適切な事務処理をしてしまったことにつきましては、極めて重く受け止めており、深く反省しております。

今回の責任につきましては、第一に管理監督者である課長にあり、また、実際に処理を行った事務担当や、確認を行った財務担当及び担当課長にも相当の責任があると考えております。

相模湖地区の給食サービスにつきましては、旧相模湖町と合併した当初、津久井地区の受注者が実施していましたが、配食数増加に伴い、平成23年6月からその一部を藤野地区の受注者が実施することとなりました。今回の実施日の誤りは、本来事業実施の根拠となる要綱を改正した後に実施体制を変更すべきであったにもかかわらず、要綱の改正を失念してしまったものです。その後は、要綱に基づいた日程で実施するという意識が低く、要綱どおりに実施しているかという確認を怠ったことから、要綱と実際の実施日が相違してしまいました。

要綱につきましては、ご指摘をいただいた点について、所管課である中央

たが実際には実施されておらず、85食分、68,000円が過払いとなっていた。

(ウ) 前記2件の契約において、旧相模湖町を2地区に分けて給食サービスを実施しているが、その配食の区域分けについては、要綱や契約書等に定められておらず根拠が不明確となっていた。

(エ) 前記2件の契約のほか城山地区給食サービス事業委託において、利用者により給食の配達の実施日は異なり、委託料は給食の配達の実績に応じて支払われるが、その根拠となる事業委託報告書には実際に給食が配達されたことを示す利用者の受領印などがなかったため、業務履行の確認としては不十分なものであった。

(オ) これらの3件の委託における契約書約款において、暴力団等排除に係る発注者の解除権に関する条文中、引用した条項が誤っていた。

契約事務に関しては、近年の定期監査等で不適正な事務処理が多数見られ繰り返し指摘事項としたことから、市においては、これまで全庁的な注意喚起が再三再四実施され、平成28年7月には契約事務等に関する一斉事務点検が行われている。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方

高齢者相談課に連絡して、10月11日に改正を行いました。

津久井・相模湖地区の8月11日の給食サービス実施につきましては、受注者が誤って報告書を提出し、その報告に基づき支払事務を行ってしまったものです。ご指摘をいただき、改めて、受注者に確認したところ、8月11日は祝日のため、実施しておらず、誤って報告したことが判明したことから、過払い分である85食分、68,000円を10月24日に返金させ、入金を確認いたしました。

これは、給食サービス実施日の記載のある委託報告書が提出された際、8月11日が祝日であるということを失念していたこと、また、履行の確認ができていなかったことが原因であり、明らかな確認不足であると認識しております。

給食サービス実施日の誤りを防止するため、11月以降の実施分については給食サービス実施日程表を新たに作成して10月13日に受注者に渡し、今後は誤りのないよう適切に対応していくことを双方が確認いたしました。

また、相模湖地区における配食の区域分けにつきましては、給食サービス実施区域指示書を10月19日に作成、送付し、契約書に添付して保管するよう指示いたしました。

の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため、適正に契約に関する事務を執行することは当然のことである。特に、事業実施の根拠となる要綱とは異なる内容で業務が実施されていたことや、契約の適正な履行を確保し、公金を支出する上での重要な根拠となる検査検収について、不適正な事務処理が行われていたことは、担当職員から管理監督者まで適正に事務を処理するという意識が欠如し、基本的事項である要綱の内容や契約書の作成について十分な確認を行わないまま、漫然と前例を踏襲し事務を執行した結果であり、市における契約事務等に関する一斉事務点検の取組が不十分であったことを正に示している。

また、平成25年12月に実施した前回の保険高齢部定期監査において、緑高齢者相談課を含む3課で執行した契約事務について、平成22年に実施した前々回の定期監査と同様に引用条項の誤りが見られたことについて、保険高齢部に対し、口頭により注意している。これに対し、平成26年1月には、「今後は同じ誤りを決して繰り返してはならないものと強く認識し、担当職員をはじめ管理監督者の意識改革を進めるとと

業務履行の確認につきましては、平成29年1月実施分から、実際に給食が配達されたことを示す利用者の受領印などがある書面の写しを、委託報告書に添付させることにより、業務の履行確認を適正に行ってまいります。

前回平成25年度及び前々回平成22年度の監査において引用条項の誤りを指摘されましたが、三度同様の指摘を受けたことにつきましては、大変重要な問題であると受け止めております。ご指摘をいただいた事項につきましては、10月7日及び10月13日に、3件の給食サービス事業委託契約書について修正を行いました。

平成25年度に指摘を受けた後は、不適切な事務処理の通知が発出されるごとに、朝礼で課内の職員全員に周知するとともに、通知を紙で回覧することにより、担当者を始め管理監督者の意識改革に努めてまいりました。また、契約書作成の際には、「契約事務の手引き」などを参照し、毎年、本課の全ての契約書について確認を行ってきたところです。

しかしながら、平成28年度の給食サービスに係る契約書作成にあたって、必要な修正を行いましたが、その一つとして第11条を削除したことから、条文の条項の引用誤りが生じてしまいました。修正後の契約書は、複数

もに、再発防止に向け、適正な契約事務の執行に真摯に取り組む」との報告を得ていたことから、緑高齢者相談課における契約事務については改善されたものと監査委員として認識していた。

しかしながら、複数の職員によるチェックが機能せず、今回の定期監査においても依然として契約事務の不適正な事例が見られたことは、極めて遺憾である。

このように不適正な事務処理を繰り返すことは、前回の定期監査後、意識改革や契約事務に対する真摯な取組を怠ったことによるものであり、監査委員監査の重要性を認識することなく、軽視しているとみなされても弁解の余地がないものである。また、全庁的に実施された一斉事務点検において、点検を実施した旨の報告をしたことは、市が構築している内部統制体制による不適切な事務処理の防止に向けた取組の信頼性を失わせるものであると言わざるを得ない。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにされたい。

今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は要綱をはじめ履行確認の重要性を再認識

の職員が確認を行ったにもかかわらず、誤りを見つけることができませんでした。

また、7月は健康福祉局コンプライアンス計画に定めるコンプライアンス月間であり、全庁的に一斉事務点検が実施され、さらに、8月には同計画の中で、定期監査事前準備として、契約書等の書類の再確認を行うこととされており、財務担当及び担当課長がダブルチェックを行いましたが、ここでも誤りに気づくことはできませんでした。

今後につきましては、契約書の改正については、要綱改正と同様新旧対照表を作成することにより、条項の引用誤り等の確認を徹底してまいります。

このように、度重なる誤りにつきましては、要綱に基づき事業を実施するという基本的な認識の欠如に加えて、契約事務の重要性をしっかりと認識して事務にあたることができなかった職員の事務処理に対する意識の甘さや知識不足が原因であると考えております。さらに、決裁を行った課長については、最終責任者であるという意識の欠如や確認に対する甘さがあったものと深く反省しています。

給食サービス等委託契約につきましては、契約事務の重要性に鑑み、契約内容、契約の履行及び履行確認という

し、契約書約款等関係書類の記載内容を精査・確認し、給食サービスにおける履行確認のあり方を見直すなど、不適正な事務執行が二度と行われないよう原因の究明や検証を踏まえて再発防止に真剣に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【緑高齢者相談課】

一連の流れ等についてしっかりと認識を持てるよう、10月25日に職員全体で課内研修を実施いたしました。

今後につきましては、小さな誤りが大きな誤りにつながってしまうという緊張感を持ち、再度同じ誤りを決して繰り返してはならないという認識を継続して持てるよう、毎月初めの朝礼において訓示を行い、職員に注意喚起を行います。また、引き続き、庁内の適切な事務処理に向けた全庁的な指示事項等があった場合は、課内の職員全員に周知徹底してまいります。さらに、契約書における引用条項の誤り等を防止するため、新年度の契約前に、一人ひとりがしっかりと意識をもって契約書を読み込むとともに、「契約の手引き」のチェックリストを活用して複数で読み合わせを行いながら確認することを課として徹底いたします。併せて、年度当初には、一斉事務点検で使用した「契約事務に関するチェックシート」を活用して、再度の契約書点検を行うことにより、再発防止に向け、職員の意識及び知識向上を図り、適正な契約事務の執行に真摯に取り組んでまいります。

【緑高齢者相談課】